

加盟団体に関する登録規定（新規）

第1条 加盟の資格

- (1) 管打楽器及びコントラバスによる吹奏楽の活動をすすめる団体であること。
- (2) 年間を通じて定期的に練習または演奏活動を行っている団体であること。
- (3) 一般部門の団員資格は、音楽大学学生・音楽団体出身者などの立場を問わない。
- (4) 同一人が複数の団体の構成員になることはできる。ただし、コンクール出場などの場合は各々の実施規定の定めるところによる。
- (5) 演奏行為に対して楽団員の報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。
- (6) 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は、加盟する事ができない。

第2条 部門

- (1) 部門は、中学生、高等学校、大学・一般とする。
- (2) 学校教育法に基づく中学校・高等学校・大学、またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの学校部門に所属するものとする。ただし、地域の中学生で構成する団体（小学生と中学生の混成の団体を含む）については、中学生部門に加盟すること。
- (3) 大学部門の団体は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。ただし、郡・市を異にする地域に設置された学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの会員連盟に加盟することができる。
- (4) 各種学校・専修学校・職業訓練校・職場などの団体は、一般部門に所属するものとする。

第3条 団体の構成員

加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。

- (1) 中学生部門
同一中学校に在籍、または校内外で活動する地域クラブ（小学生と中学生の混成を含む）・複数校合同の中学生とする。
- (2) 高等学校部門
同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生児童・中学生生徒は、認める。）
- (3) 大学・一般部門
大学とは、同一大学に在籍している学生とする。
一般とは、自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。

第4条 加盟の手続き

- (1) 加盟団体は、その団体の所在地に置かれた中部日本吹奏楽連盟の会員連盟に所属するものとする。
- (2) 加盟団体は、中部日本吹奏楽連盟規約、会員連盟規約及びその他の施行細則の全てを承認する。
- (3) 加盟しようとする団体は、各会員連盟の承認を得て所定の手続きを完了することにより加盟する。
- (4) 本連盟に加盟する会員連盟は、別に定めた会費に前年度連盟事業に参加した団体数を乗じ

た額を毎年度初めに納入しなければならない。

第5条（義務）

- （1）加盟団体は、毎年会員連盟が定める期日までに会費を納入すること。
- （2）登録事項に変更があった場合には、速やかに書面で会員連盟事務局に届けること。
- （3）会員連盟の総会など、会議に出席するとともに、会員連盟が主催する行事等に参加・協力すること。

第6条 退会・除名

加盟団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続して登録となる。

- （1）退会しようとする団体は、その理由を付し、書面で退会届を提出するものとする。
- （2）会費を1年以上滞納した場合には、任意に退会したものとする。
- （3）加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、会員連盟理事会等の決議を経て、会員連盟理事長がこれを除名することができる。
 - ① 加盟団体としての義務に違反したとき
 - ② 吹奏楽連盟の名誉を傷付け、または目的に反する行為があったとき
 - ③ 団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき
- （4）退会・除名があった場合には、会員連盟は中部日本吹奏楽連盟本部に文書等で報告するものとする。
- （5）帰納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- （6）任意に退会した団体は、1年以内に再加盟することはできない。また、除名された団体は、3年以上を経たのち、会員連盟理事会の承認を得て再加盟することができる。

第7条（付 則）

- （1）この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- （2）この規定は、令和6年3月23日より施行する。

加盟団体に関する登録規定の補足

1 部門

- (1) 中学生部門とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程特別支援学校の中等部に在籍する生徒が参加する部門を指します。
- (2) 中学生部門における、「校内外で活動する単独校や複数校混合の団体」とは次のア、イの2種類を指す。
 - ア) それぞれの学校長が認めた複数校による団体
単独の学校単位で大会に参加できない中学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。【3-(2)参照】
 - イ) 地域バンド等
任意の個人または団体が組織した、中学生（小学生と中学生の混成を含む）で構成された団体。
- (3) 「校内外で活動する単独校」とは、吹奏楽部のない学校に在籍する生徒によって編成される団体を指す。

※これらは本項「イ」に該当します。
- (4) その他、(2)ーア・イに該当しない団体の加盟登録については、中部日本吹奏楽連盟本部理事長、副理事長、事務局長、常任理事で検討して決定する。

2 加盟登録上に注意

- (1) 学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程（3年間）、中等教育学校前期課程（3年間）、特別支援学校の中等部は中学生部門に登録するものとする。
- (2) 1ー(2)ーアを結成する場合は、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する部門に加盟登録していなければならない。
- (3) 地域バンド等では中学生（小学生と中学生の混成を含む）で構成された団体は、中学生部門に登録するものとする。
- (4) 一般団体に所属する中学生が地域バンドの一員として、中学生部門に出場する場合には、中学生部門への加盟登録が必要となる。